

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成 29 年度 授業料免除申請書

(後期分継続申請者用)

平成 年 月 日

神戸大学長 殿

平成 29 年度後期分授業料免除(免除の決定があるまでの徴収猶予)について、下記の通り相違ありませんので、必要書類等の添付を省略し、申請いたします。

記

当該年度前期分授業料免除の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に変更がなく、現在も状況は継続しております。

なお、申請書及び証明書等が虚偽の事実に基づくものであることが判明した場合、授業料免除を取り消されても異議の申し立てはいたしません。

○申請者

所 属

学 部

研究科

(修士・博士前期・博士・博士後期・専門職(法科・MBA))

学籍番号 _____

氏 名 (署名) _____

連絡先(携帯) _____

前期の授業料免除結果 (全額免除 半額免除 不許可)

(申請者が独立生計者又は私費留学生の場合、以下、記入の必要はありません。)

○家計支持者 (申請者との続柄 _____)

※ 家計支持者の方以外に署名された申請書は受理しません。

氏 名 (署名) _____

住 所 _____

電話番号 _____

書類等を省略して継続申請できない場合

下記のうち前期申請時以降、2017年10月1日現在で、一つでも該当するものがあれば継続申請できませんので、新規で申請してください。

□世帯の構成・状況の変化

(具体例)

- 世帯人数、同居・別居の状態
- 障害者・長期療養者等の有無
- 家計支持者の単身赴任等の開始又は終了
- 就学者状況（入学、退学、卒業等） など

□収入の状況の変化

(具体例)

- 本人及び同一世帯員（就職、転職、退職、雇用形態等）の収入額の増減
- 年金、雇用保険、生活保護手当、児童福祉手当等の支給状況
- 臨時的所得（退職金、生命保険等）の発生
- 奨学金の受給開始又は終了（私費留学生、独立生計者のみ）
- アルバイト状況の変化（私費留学生、独立生計者のみ） など

- 継続申請を行った場合、後期は前期分の書類を利用しますが、再度選考しますので、前期と同じ結果になるとは限りません。

申請期間：平成29年9月1日（金）～9月12日（火）

※ただし、土・日・祝日と9月6日（水）は除く。

時間：9：00～11：30 13：00～17：00

※申請期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けません。

詳細は、HP及び掲示板で各自確認してください。

問い合わせ先：

神戸大学学生支援課奨学支援グループ

（鶴甲第一キャンパス国際文化学部B棟1階学生センター内）

Tel:078-803-5431